平成２２年（フ）第２４４号
広島県呉市川尻町久俊３丁目２番38号
債務者　武崎　　博
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西岡　哲也
4　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５２９号
北海道旭川市永山９条８丁目５番２号　パークサイドまつばらＢ101号室
債務者　魚住　光則
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月28日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６３号
沖縄県那覇市繁多川４丁目12番52号　大喜荘201
債務者　新垣　政人
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　當眞　正姫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１号
兵庫県南あわじ市市青木298番地１
債務者　中村　正一
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２７号
佐賀県杵島郡白石町大字福田1579番地４　タウンヴィレッヂ１－３号
債務者　小野　麻美
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　　中
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３６４０号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目４番12号　ヒラオハイツ202号、前住所札幌市中央区北11条西21丁目374番地35　ウエストコート21―301号
債務者　長岡　克彦
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸　　巧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６４１号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目４番12号　ヒラオハイツ202号、前住所札幌市中央区北11条西21丁目374番地35　ウエストコート21―301号
債務者　長岡　文香（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸　　巧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１０９号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3520番地の34　マンション・セイユー203号
債務者　岸　　真紀（旧姓高岸）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第６０号
静岡県掛川市川久保841番地の１
債務者　小田　みね
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第３７９７号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町西218番地　レオパレスフォレスト101号
債務者　須田　　誠
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７号
愛知県瀬戸市柳ケ坪町97番地　ハイアイランドＣ―101
債務者　児玉　美枝
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３号
三重県伊勢市神社港396番地
債務者　田畑　拓伸
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第４号
北海道旭川市末広１条８丁目７番９号
債務者　溝口ミエ子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８号
北海道富良野市錦町10番８号
債務者　金塚　光稚
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６号
静岡県富士市南松野1923番地の１、前住所神奈川県川崎市幸区紺屋町５番地５　クレール み幸301
債務者　遠藤　大介
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１１号
釧路市昭和北１丁目２番21号　松原しのぶ方、住民票上の住所釧路市芦野２丁目８番11号
債務者　草開　幸美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前９時30分
釧路地方裁判所